

# 自治会の法人化 ～認可地縁団体とは～

牧之原市

# 「地縁（ちえん）」とは？

- ▶ 同じ地域に住むことによってできた縁故関係。地域を基礎とする社会的関係。
- ▶ 住んでいる土地、過去に縁のあった土地といったつながりあいのこと。地域共同体、町内会、向こう三軒両隣といった近隣住民の生活上の助け合い、相互扶助のこと。

**地縁団体 = 自治会(区・町内会)**

# 地縁団体が抱えていた問題

自治会所有の不動産(土地・建物)が  
自治会(団体)名義で登記できない



代表者等の個人名や役員の名義  
共有名義で登記



名義人の転居や死亡時に  
名義変更や相続などの問題が発生!!

# 地縁団体の法人化

1991年（平成3年）

## 地方自治法一部改正

市町村長の認可を得て、自治会が法人格を持つことができるようになった



自治会の名義で不動産登記を行うことができるようになった

# 法律上の地縁団体

## ◆ 地縁による団体

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有す者の地縁に基づいて形成された団体」  
(地方自治法260条の2)

- 自治会（区や町内会）
- × 老人会や女性の会
- × スポーツ少年団や伝統芸能保存会

## ◆ 認可された地縁による団体

⇒ 「認可地縁団体」

# 自治会が法人化すると

- ▶ **自治会名義で不動産登記ができる**
- ▶ **規約に定める範囲内で権利能力を持つ**  
(取引主体、財産の保有主体)
- ▶ **規約に定める範囲内で義務を負う**  
(総会の開催、役員を選出等規約に基づく運営)
- ▶ **各種届出や事務手続が必要となる**
  - ・ 代表者や事務所等の変更
  - ・ 規約の変更
  - ・ 税務関係

※自治会活動そのものは従前と変わらない

# 牧之原市内の認可地縁団体

## 36団体（令和2年1月現在）

### \* 旧榛原町における認可 \*

12丁目町内会（H7）、三栗町内会（H8）、切山下町内会（H8）、9丁目町内会（H11）、8丁目町内会（H12）、切山中町内会（H12）、朝生町内会（H13）、牧之原北町内会（H13）、橋向町内会（H14）、11丁目町内会（H17）、勝間上町内会（H17） ～ **11団体**～

### \* 旧相良町における認可 \*

白井区（H5）、片浜区（H8）、須々木区（H9）、西萩間区（H13）、東萩間区（H15）、大寄地区（H16）、波津区（H17）、女神地区（H17）、地頭方区（H17） ～ **9団体**～

### \* 合併後の認可 \*

新庄区（H18）、大江区（H18）、仲町町内会（H19）、笠名地区（H20）、東福田町内会（H20）、大向地区（H20）、後原町内会（H21）、落居区（H22）、第5町内会（H25）、新田組（H27）、菅山原組（H28）、道場町内会（H28）、追廻（H28）、相良区（H28）、勝田上町内会（H29）、福岡区（R1） ～ **16団体**～

※（ ）内は認可年度

# 認可の要件

【前提】 不動産を取得または取得予定

## ① 良好な地域社会の維持及び形成に資する 地域的な**共同活動**を現に行っていること

【例】 清掃・美化活動、防犯・防災活動、  
集会所の管理、親睦行事など

## ② 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

また、団体がこの区域において相当の期間にわたって存続していること

【例】 町名及び地番、道路や河川等により容易に分かること。また、安定していること

# 認可の要件

③ 区域に住所がある**全ての個人**が構成員になることができるものとし、その**相当数**の者が現に構成員となっていること

× 世帯単位の構成員

× 国籍・性別・年齢の加入条件や加入拒否

※相当数=全住民の過半数

④ 規約を定めていること

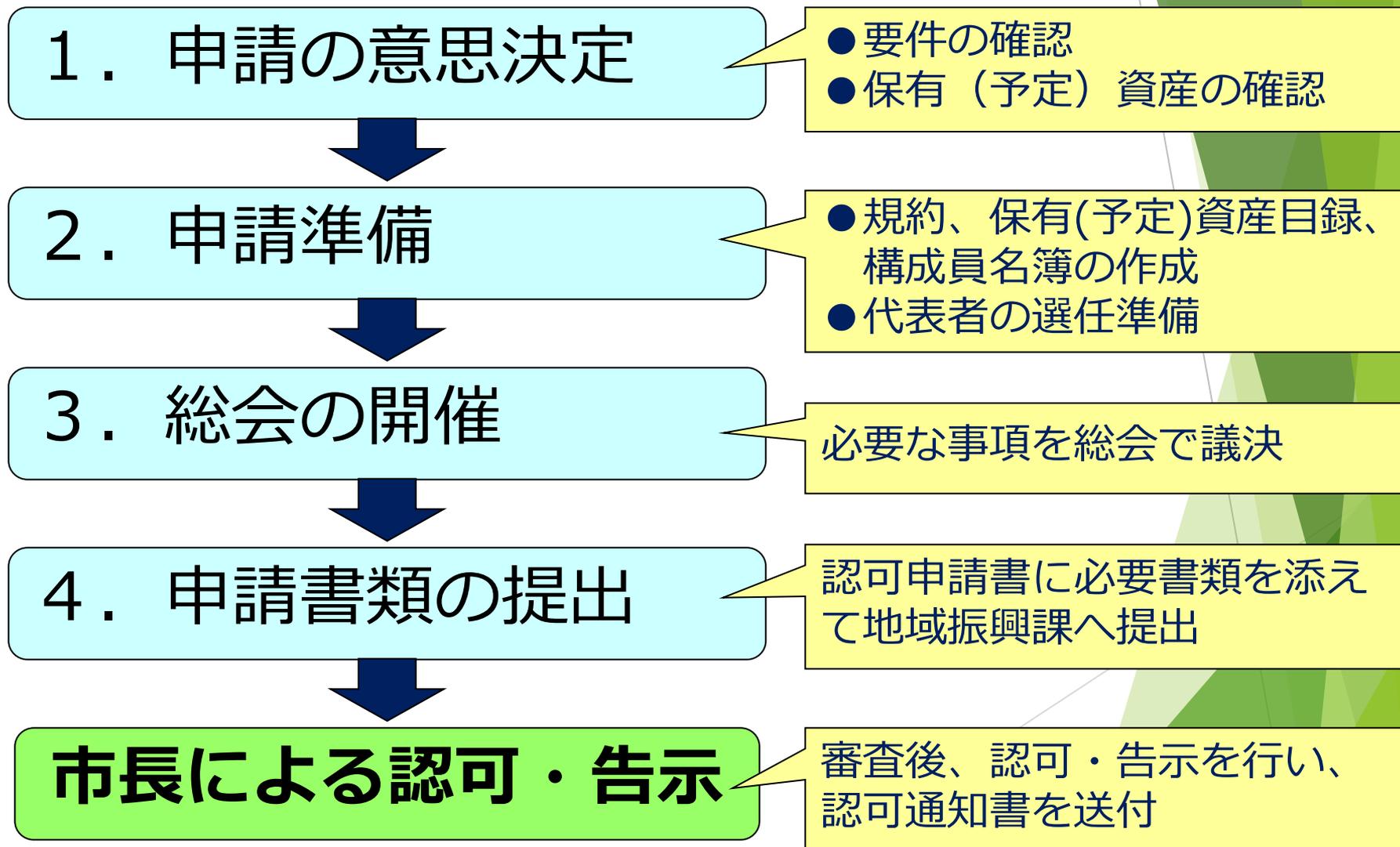
\* 規約に定める必要事項

① 目的、② 名称、③ 区域、④ 主たる事務所の所在地

⑤ 構成員の資格に関する事項、⑥ 代表者に関する事項、

⑦ 会議に関する事項、⑧ 資産に関する事項

# 認可申請の流れ



# 申請に必要な書類

- ▶ 認可申請書(様式第1号)
- ▶ 規約
- ▶ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - ⇒ 総会議事録 (署名・押印)
- ▶ 構成員名簿 ⇒ 構成員全員の住所・氏名
- ▶ 保有 (予定) 資産目録(様式第2又は3号)
- ▶ 活動実績を示す書類
  - ⇒ 事業報告書・収支決算書、事業計画書・収支予算書
- ▶ 申請者が代表者であることを証する書類(様式第4号)
  - ⇒ 代表者になることの承諾書

# 認可地縁団体に係る税金

| 税の種類 |        | 地縁団体の認可を受けた法人 |        |
|------|--------|---------------|--------|
|      |        | 収益事業なし        | 収益事業あり |
| 市税   | 法人市民税  | 減免あり          | 課税     |
|      | 固定資産税  | 減免あり          | 課税     |
| 県税   | 法人県民税  | 減免あり          | 課税     |
|      | 法人事業税  | 非課税           | 課税     |
|      | 不動産取得税 | 減免あり          | 課税     |
| 国税   | 法人税    | 非課税           | 課税     |
|      | 登録免許税  | 課税            | 課税     |

# 各税の税率等 (H29年10月現在)

- ▶ 法人市民税 . . . 均等割 5 万円
- ▶ 法人県民税 . . . 均等割 2 万 1 千円
- ▶ 固定資産税 . . . 課税標準額の 1 . 4 %
- ▶ 不動産取得税 . . . 課税標準額の 3 %
- ▶ 登録免許税 . . . 課税標準額の 2 %

# 各税減免手続き

## ▶ 法人市民税

- ・ 法人設置届（認可後）
- ・ 減免申請（納期限の7日前までに）

## ▶ 法人県民税

- ・ 法人設立届（認可後）
- ・ 減免申請（4/30までに）

## ▶ 固定資産税

- ・ 減免申請（納期限の7日前までに）

## ▶ 不動産取得税

- ・ 減免申請（所有権移転登記後）

# 各税に係る問い合わせ先

| 税の種類 |        | 担当               | 問い合わせ先       |
|------|--------|------------------|--------------|
| 市税   | 法人市民税  | 牧之原市<br>税務課      | 0548-23-0035 |
|      | 固定資産税  |                  |              |
| 県税   | 法人県民税  | 静岡財務事<br>務所      | 054-286-9160 |
|      | 法人事業税  |                  | 054-286-9160 |
|      | 不動産取得税 | 藤枝財務事務所          | 054-644-9132 |
| 国税   | 法人税    | 島田税務署            | 0547-37-3121 |
|      | 登録免許税  | 静岡地方法務<br>局 藤枝支局 | 054-641-1158 |

# 認可後の手続等 ①

～登記等に必要な書類など～

## 1 認可地縁団体告示事項証明書

- ・ **申請方法** : 企画政策課へ申請書提出
- ・ **手数料** : 1通 300円

## 2 認可地縁団体印鑑登録

- ・ **登録方法** : 代表者本人が企画政策課にて登録申請
- ・ **必要なもの** : 登録する団体印、代表者個人の登録印

## 3 認可地縁団体印鑑証明書

- ・ **申請方法** : 代表者本人が企画政策課にて申請
- ・ **必要なもの** : 登録する団体の印鑑、代表者個人印
- ・ **手数料** : 1通 300円

# 認可後の手続等 ②

～告示事項に変更があったとき～

## 1 規約を変更する場合 ⇒ 規約変更認可申請が必要

### 《必要な書類》

- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 規約変更理由書
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録）

## 2 告示事項の変更があった場合 ⇒ 告示事項変更届出が必要

### 《必要な書類》

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証する書類

(代表者変更の場合：代表者承諾書など)

# 認可後の手続等 ③

～その他必要なこと～

## ▶ 財産目録の作成と備え置き

⇒事務所に備え置く

## ▶ 構成員名簿の作成と備え置き

⇒事務所に備え置き、変更がある  
ごとに訂正

## ▶ 総会の開催

⇒少なくとも年1回通常総会を開催

# 留意事項

- ▶ 特定の政党のための活動をしてはならない
- ▶ 構成員は、区域内に住所を有する個人に限られているため、法人や組合等の団体を含めることはできないが、様々な支援を受ける観点から、賛助会員として活動に参加することは可能。（表決権は無）

# 認可の取消と解散

## ▶ 取消

- ・ 認可要件のいずれかを欠くことになったとき
- ・ 不正な手段により認可を受けたとき

## ▶ 解散

- ・ 規約に定める解散事由が発生したとき
- ・ 破産したとき
- ・ 認可を取り消されたとき
- ・ 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ・ 構成員が欠乏したとき